



結婚新生活応援補助金について

若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助します。

●対象となる方

平成28年4月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、婚姻届日が初年度の補助金申請日から起算して6か月以内である方で、かつ、次のいずれにも該当する方

- ・婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満50歳以下であること。
- ・夫婦ともに町内に住所を有していること。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・市町村民税等を滞納していないこと。

●対象となる経費

- ①住居費（新築・購入） 婚姻を機に新たに町内の住宅を取得する際に要する費用（増改築を除く。）
- ②住居費（賃貸） 婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する家賃（夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。）
※町営住宅、子育て支援住宅は対象外
- ③その他の経費 敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- ④引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他引越しに要する費用

●補助金の額

- ①住居費（新築・購入） 1世帯当たり720,000円を上限とする（初年度に1回限り）。
- ②住居費（賃貸） 1世帯当たり月額20,000円を上限とする。
初年度の補助金申請日の属する月から起算して36か月を限度
※③の補助金の交付を受けた場合は、当該交付額を控除した額
- ③その他の経費及び引越費用 1世帯当たり合計額180,000円を上限とする（初年度に1回限り）。

●申請に必要なもの

- ・結婚新生活応援補助金交付申請書 ※
- ・住宅の売買契約書若しくは請負契約書又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・住宅手当支給証明書 ※
- ・夫婦の所得証明書及び納税証明書
- ・貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- ※大子町ホームページ (<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>) からダウンロードできます。

●補助金の申請及び請求時期

- 【申請時期】
- ・初年度 随時
 - ・次年度以降 毎年4月末まで
- 【請求時期】
- ・9月（4月～9月分）、3月（10月～翌年3月分）の年2回



問合せ まちづくり課 TEL72-1131

町で使わなくなった車を払下げます！

大子町では、更新により使用しない車両等を、次のとおり現状引渡しで払下げます。

- 払下方法 希望車両ごとに、財政課に申請してください。申込期間後、最高価格者に払下げます。
- 申請期間 10月24日(月)から11月21日(月)まで ※土・日曜日、祝日を除く。
8:30~17:00 (ただし、11月21日は15:00まで)
- 提出書類 車両払下申請書(財政課にあります。)、町税完納証明書(写し)
- 申請先 財政課契約管財担当
- その他 次の期間に、すべての車両の公開を行います。御覧になりたい方は、財政課(Tel 72-1119)に連絡し予約をお願いします。
車両公開期間 10月24日(月)から11月21日(月)まで ※土・日曜日、祝日を除く。9:00~15:00 (ただし、11月21日は正午まで)

※落札者は、車両の引取り、車両登録番号の抹消手続を責任をもって行い、引渡し後大子町消防団等の表示や町章等を抹消してください。

※現状引渡しです。引渡し後の不調や故障についての補償等は一切受け付けません。

<払下車両>

- 1 日産 ADバン
- 2 トヨタ クラウンロイヤルサルーン
- 3 塵芥車 三菱 キャンター
- 4 トヨタ カルディナバン
- 5 トヨタ カルディナバン
- 6 トヨタ カローラバン
- 7 消防車 トヨタ ハイエース
- 8 消防車 トヨタ ハイエース
- 9 消防車 日産 アトラス
- 10 消防車 トヨタ ハイエース
- 11 ホンダ スーパーカブ
- 12 ホンダ スーパーカブ
- 13 船舶
- 14 フォークリフト



問合せ 財政課契約管財担当 Tel 72-1119

ごみ集積所の設置に補助金を交付します

町では、ごみ集積所の設置及び収集作業の効率向上のため、地域の利用者が共同で設置しようとするごみ集積所に対し、補助金を交付します。

- 補助条件
 - ・設置場所の土地所有者の承諾を得ること。
 - ・ごみ収集車が作業のために停車中でも通行の支障にならないこと。
- 補助金額 設置費用(消費税を除く。)の2分の1以内 ※限度額5万円
- 申込み 環境課(環境センター)
- 必要書類等
 - ・申請書(環境センターにあります。)
 - ・土地所有承諾書及び利用者名簿
 - ・ごみ集積所設置費用の見積書
 - ・平面図及び立面図
 - ・振込先金融機関の口座番号等

問合せ 環境課(環境センター) Tel 72-3042

掲載した役場各課の電話番号は、直通番号です。

野生きのこに御注意を！

茨城県内で毒きのこを原因とする食中毒が発生しています。食用のきのここと確実に判断ができないきのこは絶対に「採らない！ 食べない！ 売らない！ 人にあげない！」を徹底してください。

●きのこを採取する際は、次のことに十分注意してください。

- ・きのこの特徴を覚え、専門家のアドバイスを受ける。
- ・昔からの迷信は信じない。次のような迷信は信じてはいけません。
「縦に裂けるきのこは大丈夫」、「ナスと一緒に炒めれば大丈夫」など

●きのこの相談は、次の窓口で受け付けています。

<茨城県きのこ博士館> Tel 029-297-0198

所 在：〒311-0122 那珂市戸4603番地

受付時間：午前10時から午後4時まで（毎週月曜日は休館，祝日の場合はその翌日）

※御利用の際は，相談員の在館状況を事前にお電話又は以下の URL で御確認ください。

<http://www.ibaraki-shokubutuen.jp/shisetsuannai/kinokohakase>

<大子林業指導所> Tel 0295-72-1565

所 在：〒319-3526 大子町大字大子1834番地1

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）



問合せ 農林課農林担当 Tel 72-1128

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

●労働保険とはこんな制度です。

労働保険は、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、保険給付は両保険制度でそれぞれに行われていますが、保険料の徴収については加入事業所の利便と事務処理の能率向上を図るために一元的に扱うこととしており、労働者とその家族ひいては、事業主を守るための制度です。

●労災保険とはこんな制度です。

労働基準法の災害補償の規程に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

●雇用保険とはこんな制度です。

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するための必要な給付を行うものです。

また、雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

※労働者を1人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務付けられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は、雇用保険の加入が義務付けられています。

※保険制度の詳細及び加入手続については、茨城労働局労働保険徴収室（029-224-6213）、最寄りの労働基準監督署又は、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

問合せ 茨城労働局労働保険徴収室 Tel 029-224-6213

平成 28 年度難病患者福祉見舞金について

難病患者の方に対し、福祉の増進を図ることを目的に福祉見舞金を支給します。

- 対象者 10月1日現在、町内に住所を有し、かつ、茨城県が発行する指定難病特定医療費受給者証の交付を受けており、申請時に町内に住所を有する方
- 支給額 年額10,000円(口座振込)
- 申請期限 平成29年1月31日(火)まで(8:30~17:15 土・日曜日、祝日を除く。)
- 申請の方法 次の書類等を持参の上、難病患者福祉見舞金申請書を健康増進課に提出してください。
 - ・指定難病特定医療費受給者証
 - ・印鑑(認印)
 - ・預金通帳等振込先口座のわかるもの(申請者本人の口座)
 - ・難病患者福祉見舞金支給申請に係る同意書

※後見人等による申請は、事前にお問い合わせください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611



家屋を取り壊したら御連絡をください!

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税台帳に登録してある物件に対して課税されます。平成28年中に取り壊した家屋については、平成29年度の課税対象から除外されるため、課税台帳から抹消する必要がありますので、家屋を取り壊したら必ず税務課に御連絡ください。

なお、職員が取り壊しを確認したものや建物滅失登記が済んでいる場合の連絡は不要です。

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116

公益信託「エコーいばらき」環境保全基金 平成28年度助成金給付希望者を募集します

- 基金の目的
茨城県の許可を得て、県内の環境保全に関する事業に対し助成を行うことにより、緑豊かな自然環境の保全と快適で潤いのある生活環境の創造を図り、地域社会の発展と振興に寄与するものです。
- 事業対象
 - (1) 県内の環境保全活動
 - (2) 県内の環境保全活動を促進するための調査研究
 - (3) 県内の環境保全活動の普及啓発
 - (4) 災害復旧・復興支援に関わる活動(ただし、環境保全活動に限る。また、その成果等を茨城県内に還元する活動に限る。)
- 応募資格 茨城県内の営利を目的としない法人・団体・個人
- 募集期間 11月30日(水)まで
- 助成金額 限度額 1件につき50万円(1団体につき1件に限る。)
助成金総額 1,000万円

申込み・問合せ 「エコーいばらき」事務局(常陽銀行営業推進部内)
TEL 029-300-2599(担当 米川)



平成 29 年度保育所入所の申込期間の変更について

10月5日発行第139号のお知らせ版『平成29年度保育所入所の御案内』の記事によりお知らせした平成29年度の保育所入所の申込期間を、次のとおり変更します。

- 《変更後》●申込期間 11月7日(月)～30日(水)
 《変更前》●申込期間 11月7日(月)～18日(金)



問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117

ボランティアU.D.(不法投棄) 監視員を募集します

茨城県では、産業廃棄物の不法投棄防止のため、日常生活(通勤途中、農作業、休日の散歩等)を通して監視パトロールをしていただける方を募集します。

- 活動内容
 - ・不法投棄の発見状況等の茨城県への報告(年4回)
 - ・茨城県が主催する不法投棄防止の研修会等への参加
- 募集人員 3人程度

※「U.D.」とは、Unlawful Dump(不法投棄)の略です。

問合せ 環境課(環境センター)
TEL 72-3042

平成 28 年秋季全国火災予防運動のお知らせ

11月9日(水)午前7時にサイレンが鳴ります。火災と間違わないようにお願いします。

11月9日(水)から15日(火)まで、秋季全国火災予防運動を実施します。空気が乾燥していますので、火気の取扱いに十分注意しましょう。

『消しましょう その火その時 その場所で』
(平成28年度全国統一防火標語)

問合せ 消防本部予防課 TEL 72-0119

水道メーターの交換に御協力ください

法定耐用年数を経過する水道メーターを交換するために、町が委託した業者が宅地内に立ち入ります(委託業者は、証明書を携帯しています。)

水道メーターの交換料金は、町が負担するので業者が請求することはありません。

なお、事前に水道メーターボックス内の清掃等をお願いします。

- 期 間 11月4日(金)～25日(金)
- 区 域 大字頃藤、下津原及び袋田の一部(検針が、偶数月の世帯が対象です。)

問合せ 水道課業務担当 TEL 72-2221

第70回町民バドミントン大会

- 期 日 11月27日(日)
- 時 間 9:00 競技開始
- 場 所 リフレッシュセンター
- 種 目 ダブルスの部(男子・女子・混合)
- 申込み 11月23日(水)までに教育委員会事務局生涯学習担当(中央公民館内)に申し込んでください。(TEL 72-1148)
- 参加費 一般 1,000円
連盟登録者 500円(当日徴収)
- その他 当日は、ラケット、体育館シューズ、昼食を御持参ください。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当
TEL 72-1148

コール・ポップ&クール・タブリエ ジョイントコンサート

- 日 時 11月20日(日)
13:30 開場
14:00 開演
 - 会 場 文化福祉会館「まいん」
文化ホール
 - 入場料 500円
 - 主 催 クール・タブリエ, コール・ポ
プリ
 - 後 援 大子町教育委員会, 茨城県合唱
連盟
- 問合せ クール・タブリエ代表 神長富子
Tel 72-1866

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

あなたは、一人で悩んでいませんか。職場における男女差別やセクハラ、夫やパートナーからの暴力、ストーカーなどの女性に対するあらゆる人権侵害について電話相談を受け付けます。秘密は厳守します。

- 期 間 11月14日(月)～20日(日)
- 時 間 8:30～19:00
(土・日曜日は、10:00～17:00)
- 電話番号 0570-070-810
(全国共通ナビダイヤル)
- 相談員 人権擁護委員, 法務局職員

問合せ 水戸地方法務局人権擁護課
Tel 029-227-9919

介護支援専門員の研修について

介護支援専門員の更新研修(実務未経験者)及び再研修(証の有効期間満了者等)を開催します。

- 日 程 平成29年1月から3月のうち11日間(班により日程別)
- 会 場 水戸会場・土浦会場
- 定 員 3班(各班90人)
- 受講料 35,000円(税込み。テキスト代は含みません。)
- 募 集 10月20日～12月15日

問合せ (公財)介護労働安定センター茨城支部
Tel 029-227-1215

第6回大子町地域づくり講演会

大子町社会福祉協議会では、地域住民がお互いに支え合い、助け合いながら、子どもから高齢者まで「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり(=地域福祉)」を実現するために、“必要なこと”を共に考え、日頃の支え合い活動につなげてもらうことを目的に、第6回大子町地域づくり講演会を開催します。多くの町民の皆様の御参加をお待ちしています。

- 日 時 11月24日(木)13:30～
- 場 所 文化福祉会館「まいん」
文化ホール
- 演 題 「無縁社会」に立ち向かう!
- 講 師 長谷川 幸介 氏(茨城大学社
会連携センター准教授)
- 入場料 無 料
- 申込み 11月17日(木)までに社会
福祉協議会に申し込んでくだ
さい。

問合せ 大子町社会福祉協議会
Tel 72-2005

空き家情報を募集しています

町では空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進による地域の活性化を図る「空き家バンク」事業を行っています。

「空き家を誰かに貸したい・売りたい」と考えている空き家所有者の皆さん、お気軽に御相談ください。

問合せ まちづくり課 Tel 72-1131

広報紙の金融機関への配置

町が発行する広報紙(「広報だいご」及び「お知らせ版」)を10月20日から町内の金融機関の窓口、ロビー等にも配置します。配置された広報紙は、どなたでも自由に持ち帰ることができますので、どうぞお気軽に御利用ください。

- 配置場所 常陽銀行, 筑波銀行, 茨城県
信用組合, 中央労働金庫, 常陸
農業協同組合, 大子郵便局

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114